

第6回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月11日(月) 午後2時10分から午後3時05分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室

3. 出席委員(9名)

会長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号	大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

報告事項

報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第3号	非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次長	野田	稔雄
職員	堀江	陽子
職員	福浦	忠紀

農林水産課

主査	重松	道雄
職員	平川	慶彦
職員	前田	大輔

会長代理 会長が遅れるとのことですので、会長代理の私が議事進行を行います。よろしくお願ひします。それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第6回農業委員会総会を開催いたします。

大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

会長代理 それでは、私と5番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

会長代理 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくお願ひします。

各委員 はい。

会長代理 それでは議事に入りたいと思います。
議案については、議事進行上、議案第3号から始めたいと思います。

議案第3号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

会長代理 議案第3号について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。大牟田市農林水産課より宮部地区ほ場整備事業実施にあたり、50筆、約18,778㎡の農地を農用地編入計画、いわゆる青地にしたいとのことで、当委員会の意見を求められているところでございます。

資料2に土地一覧、そして計画区域図を付けております。地図をご覧くださいと思います。土地の形を赤枠で囲んでいるところがございますが、これらの土地50筆を農用地に指定したいとのことでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長代理 事務局説明が終わりました。

本日は、農林水産課職員の重松主査、平川さん、前田さん、にも来ていただいております。

この50筆の編入計画について、皆さんからご意見ご質問はございませんか。

6番委員 この50筆を青地に編入すれば、10ヘクタールを超えるということですか。

農林水産課 はい。

6番委員 それから土地一覧の中に地目宅地がありますが、問題ないのでしょうか。

会長代理 事務局からどうぞ。

事務局 はい。当地は、半年程前に地元協議の中から農地として取り扱えないかと相談を受けた場所でございます。以前、この土地には家がございましたが、別の場所に建替えをされ、この土地の家は取り壊され、更地状態になっていたものでございます。委員会へ相談がございましたので、担当地域の推進委員と農業委員による現地調査を行い、トラクターで耕起された作付可能な農地と認定をいただき、農地台帳に現況農地として登録をしたところですが、このため、登記地目は宅地のままで、農地台帳上は農地としているところでございます。

農林水産課 ほ場整備事業におきましては、現況主義がとられておりますので、農業委員会の農地台帳に農地として登録をいただいておりますので、事業上は問題ありません。ほ場整備事業で整備したいと考えております。以上です。

会長代理 6番委員よろしいでしょうか。

6番委員 はい。

会長代理 その他にご質問はございませんか。

5番委員 一覧の中に畑がありますが、ほ場整備で畑は田になるんですか。それとも畑になるんですか。

農林水産課 ほ場整備では、畑は畑として整備することになります。場所は移ることはできますし、まとめたりもできますが、畑分の面積は畑として整備することになります。

会長代理 5番委員よろしいですか。

5番委員 はい。

会長代理 他にございますでしょうか。

(発言者なし)

無いようですので、審議を終わります。

農林水産課職員の方々は、ご出席ありがとうございました。

退席いただいて結構です。

－農林水産課職員退席－

会長代理　それでは、採決に入ります。

計画に対し意見もないため、意見は特になしとすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員賛成）

全員賛成で意見は、特になしに決定します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

会長代理　議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、7件の申請がございます。事務局から説明をお願いします。

事務局　はい。1番は、貸借期間満了のため更新申請されるものでございます。なお、受人は今回から息子の〇〇さん名ですが、同一経営体のため更新としております。

2番も貸借期間満了のための更新申請でございます。

3番は、基盤整備予定地を〇〇さんが取得されるものでございます。なお、担当委員名を記載しておりますが、こちらは正しくは8番委員ではなく5番委員でしたので、総会資料の訂正をお願いいたします。ご心配をおかけしました。

4番は、〇〇さん自宅前の農地を隣に住む〇〇さんへの売買申請でございます。

5番、6番はいずれも受人が〇〇さんが耕作されていた農地を期間満了により取得するされるものでございます。

7番は、現所有者が遠方のため、親戚となる〇〇さんへ贈与されるものでございます。いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われれます。ご審議の程よろしくをお願いします。

会長代理　事務局からの説明が終わりました。

次に地区担当委員の意見に入ります。

1番の担当委員は5番委員ですので、ご意見ををお願いします。

5番委員　現地を見てきましたが、道路もなく隣の農地からしか行けない場所で、周辺を耕作している〇〇さんでないと難しい農地です。周辺耕作もされておりますので、問題ないと思います。

会長代理　次は、担当が私ですので意見を述べます。農業歴50年の方でございますし、今までも耕作されていたことから問題ないと思います。

会長代理 次の3番は5番委員ですのでご意見をお願いします。

5番委員 こちらも見てきまして、ほ場整備の中の土地できれいになっておりました。
○○さんもハウス施設をされると言われておりましたので、認定農業者へ土地が行くと言うことで問題ないと思います。

会長代理 次の4番は6番委員ですのでご意見をお願いします。

6番委員 ○○さんは今回購入されるすぐ隣に住んであって、土木業を営んでありますが、田んぼと畑もされている方です。数年前に購入された農地も管理されております。自宅前ということで管理もされると思いますので問題ないと思います。

－会長着席－

会長代理 5番、6番は8番委員ですのでご意見をお願いします。

8番委員 ○○さんは、認定農業者でこれまでも申請地を耕作されています。周りも広く耕作されておりますので問題ないと思います。以上です。

会長代理 9番は、5番委員ですのでよろしくお願いします。

5番委員 両方とも耕作やイチゴの苗置場として利用されておりますので、何ら問題ありません。

会長代理 以上で担当地区委員の意見を終わり、審議に入ります。
みなさんからご意見、ご質問はございませんか。

6番委員 基盤整備のところの土地の流れを説明してもらってよろしいですか。

事務局 はい。流れでございますが、ほ場整備の土地の売買についてご説明いたします。
基盤整備が計画され既に工事が始まっておりますが、工事が完了する令和7年度までは、当委員会としては、登記上の、旧地番といいますでしょうか、地番で許可審議をすることになります。工事完了後、換地処分後の登記完了後に新地番で取り扱いをすることになります。

6番委員 この後、委員会で審議することは無いんですね。

事務局 そうです。

6番委員 分かりました。

- 会長代理 他にご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、審議を終わり採決に入ります。
1 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定します。
- 会長代理 次に 2 番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定します。
- 会長代理 次に 3 番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定します。
- 会長代理 次に 3 番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定します。
- 会長代理 次に 4 番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定します。
- 会長代理 次に 5 番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定します。
- 会長代理 次に 6 番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定します。

会長代理 次に7番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定します。
次の議案第2号から会長へ議長を交代します。

議長 次の

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、13件の申請がっております。
なお、12番は委員に関する案件がございますので、その際は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できないため、退席願います。
まず12番を除く説明を事務局からお願いします

事務局 はい。今回は件数も多いため、新規のものの説明を中心としたご説明とさせていただきます。
1番から6番までは、期間満了による更新申請でございます。
7番は、冬場の麦作だけを借りられる裏作の期間借地申請でございます。
8番は、自作されていた農地を隣で耕作されている〇〇さんに貸し出しされるものでございます。
9番も同じく自作地を隣の耕作者である〇〇さんへ貸出の申請でございます。
10番は、以前耕作したことのある〇〇さんが、数年ぶりにまた貸借申請をされるものでございます。
11番は、父〇〇さんから別経営体で新規就農された〇〇さんの貸借申請でございます。
一つ飛ばしまして13番ですが推進機構を活用した売買事業のもので、推進機構が取得されるものでございます。

議長 事務局の説明が終わりました。
皆さんから何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。

今説明いただいた案件は一括採決にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、一括採決といたします。
1 2 番案件を除く全ての案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定いたします。

議長 次に1 2 番案件に入りますので、6 番委員は退席をお願いします。
－ 6 番委員退席－

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1 2 番は新規で1 0 年間の貸借申請でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので審議を終わり採決に入ります。
1 2 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で、許可することに決定致します。
6 番委員の入室をお願いします。
－ 6 番委員着席－
6 番委員の案件は、許可に決定しました。

議長 続いて報告に入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
1 番は、来客用の駐車場利用のための転用申請でございます。

2番は、資材置場と駐車場利用のための転用申請でございます。
3番は、自宅前の農地を駐車場利用のための転用申請でございます。
4番は、自宅建設の転用申請でございます。
5番は、宅地分譲と貸駐車場のための転用申請でございます。
6番は、〇〇の敷地拡張で資材置場のための転用申請でございます。
以上です。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。
次に

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。
事務局 はい。
1番は、2番は借手の〇〇さん3条取得のため解約申請でございます。
3番から5番までも3条取得、利用権設定のための解約でございます。
以上です。

議長 はい。説明がございました。
何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので次に進みます。

報告第3号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。
事務局 はい。
いずれも土地処分のための登記地目整理のための申請でございます。
1番は、自宅前の駐車場部分を長年分割にて農地扱いのままとなっていたものでございます。
2番は、〇〇バス停前の店舗横の来客用駐車場の部分ですが、敷地拡張で認められていた案件です。
いずれも委員に現地確認をいただいております。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)

議長

無いようですので、報告第3号を終わります。以上で報告事項を終わります。
これもちまして第6回総会を終了いたします。

閉会

以上